

罹災証明書・被災届出証明書について

災害により被災された方におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

由布市では市内で災害が発生した場合、被災された方からの申請に基づき、罹災・被災証明書の発行を行います。被害に遭われた方で、罹災・被災証明書が必要な場合は、下記の案内のとおり申請ください。申請書は、税務課及び挾間・湯布院振興局地域振興課にお問い合わせください。（由布市 HP よりダウンロードもできます。）

【申請に必要なもの】

- ・罹災・被災証明申請書
- ・被害状況の分かる写真

※写真の添付は必須ではありませんが、自己判定方式（写真判定）の場合は必須になります。

※自己判定方式（写真判定）とは、住家の被害の程度が明らかに軽微であり、申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」という被害の程度に同意できる場合は、現地調査を行わず、自己判定方式（写真判定）が可能です。「準半壊に至らない（一部損壊）」とは、1棟の家屋で被害が10%未満の罹災判定のことです。

（準半壊に至らない（一部損壊）の例）

床下浸水、瓦等の屋根一部落下、外壁の一部ひび割れ、雨どいの破損、窓ガラスの破損等
※代理申請される場合には、委任状が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

＝罹災証明書（住家に被害を受けた方が対象）＝

罹災証明書とは、災害により住家に被害が生じた場合、申請に基づき被害状況の確認のため現地調査等を行い、確認できた被害の程度を証明するものです。

※住家とは、現実に居住のために使用している建物のことです。また、アパート等の借家も対象となります（空家や別荘、店舗は被災証明書の対象となります。）

＝被災証明書（住家以外の建物・動産等に被害を受けた方が対象）＝

被災証明書とは、住家以外の建物・動産等（車両や家財）について、被災の状況を市に届け出たという事実を証明するものです。被害の程度を証明するものではありませんので、原則として現地調査は行いません。

<問い合わせ先> 由布市役所 税務課 097-582-1138

【受付場所】

税務課（由布市役所本庁舎）挾間・湯布院振興局地域振興課

【受付時間】

午前8時30分～午後5時（土曜日、日曜日、祝日を除く）